

令和6年3月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月5日(火) 午後1時30分から午後2時14分
2. 開催場所 庁舎2-6会議室
3. 出席委員

2番 香月英昭	3番 中村津多子
4番 西村徳義	5番 井手悦郎
6番 高塚和行	7番 江頭和夫
8番 釘本勝	9番 大屋博幸
10番 古賀榮一	11番 北島英文
12番 江里口勇	13番 秋丸政光
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

1番 松本康博

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	報告第1号 議席番号について
第3	第1号議案 農地法第3条による許可申請について
	第2号議案 農地法第5条による許可申請について
	第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
	第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
	第5号議案 非農地判断について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農業委員会のほうをお願いしたいと思いますが、その前に本日、1名の欠員となっておりますが、議会の承認もいただいて農業委員の補充をすることができましたので、まず辞令書の交付を江里口会長のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
会長 事務局	(辞令交付) ありがとうございました。
会長	本日、新たに江里口勇委員に就任していただきまして、その関係で、委員会の資料のほうにもとじさせていただいておりますが、新たな担当地区と各町ごとの役割を記載した名簿を議案のほうにつけさせていただいておりますので、その辺りは報告第1号ということで後ほど説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。 それでは、委員会を始めます。
事務局	それでは、皆さん今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございました。 確定申告も今月の15日までとなっておりますけれども、世の中は政治の裏金資金で非常にもめております。裏金は何十億円と使って、農業の補助金は少ないというような状況の中で、何が一番いけないのかなと思っております。特に私たちは政治家の選挙のときに、みんな投票率も悪くて、自分たちが選んだ国会議員にいろいろ文句も言えないわけでございますけれども、やはり選挙に行って、そして、一つは世襲議員が大体5割近いそうでございます。そういう人たちもやっぱり見直して、党派は別として、自分たちの希望の人を、本当に地域の人たちのことを考えてくれるような人たちを選ばにやいかんのじゃないのかなと思っております。 今日もまた、第1号議案から第5号議案までたくさんございますが、皆様方の御協力をいただいて、スムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思います。よろしく願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は1番松本委員から欠席の連絡がありました。
議長	出席委員は13名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから令和6年3月の農業委員会を開催いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 4番西村委員、5番井手委員にお願いします。 次に、報告第1号 議席番号について事務局より報告をお願いします。 議案書は1ページ及び2ページを御覧ください。 小城市農業委員会委員名簿及び各委員の担当地区を添付しております。 現農業委員の皆さんが任命された令和5年7月時点で1名の欠員となっております。そのため追加募集を行い、令和6年2月14日に開催されました小城市議会

議 長	<p>臨時会において同意していただき、新たに任命されております。</p> <p>議席番号は、総会時に欠員のため12番を欠番とすると説明させていただいておりますので、江里口勇委員の議席番号は12番となります。</p> <p>また、担当地区につきましては、江里口会長が担当されておりました岩松地区をお願いしたいと思います。</p> <p>報告は以上となります。</p> <p>ただいまの報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は3ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は6件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は1ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は牛津町内砥川地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は11ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は長崎自動車道北の三日月町西分地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は16ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は国道34号北の三日月町四条地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>資料は20ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は西平川西の三日月町道辺地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は4ページを御覧ください。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>資料は24ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号5について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は西平川西の三日月町道辺地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p> <p>資料は28ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号6について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は晴気川東の小城町郷ノ木地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

事務局

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。
申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
議案書は5ページを御覧ください。
本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。
申請番号1について説明をいたします。
資料は32ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は祇園川東の小城町大日地区を通る市道浪松江里山線東にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

別に配付しております資料38-1ページは始末書となります。

始末書には、平成10年頃に一部を埋め立て、雑種地として利用していたとのことです。実際は、譲渡人さんが自動車整備工場をされておりますので、自動車のほうを駐車されておりました。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件につきましては私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事務局より報告のあった一般住宅による調査事項を報告させていただきます。

申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用される必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理し、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他特記事項、別にございません。

令和6年3月5日、小城市農業委員会農業委員、江里口泰信。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

12番

ただいま農地法5条の許可申請の説明がありまして、転用目的は分家住宅で、水田面積は429平米、価格が土地代で〇〇万円ということでありまして、この地区での反当たりの価格が、計算したら、私の計算で〇〇〇万円でございますけど、この地区での価格は適当であるかをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

事務局

ただいまの質問にお答えをいたします。

土地の面積は429平米で〇〇万円ということで、1反当たり〇〇〇万〇〇〇〇円ほどになりますが、これが適正かどうかというのは、あくまでも譲渡人と譲受人の契約の具合によりますので、農業委員会の立場からしたら、えらく高額で売買契約をされたとか、えらい低額で売買契約をされたという意見までしか、当然、相手

方に言うことはないんですが、事務局の中でとか書類を審査する中ではそういった感じがすることがあるんですが、先ほども言いましたように、これは相対での契約になりますので、この金額で契約をされたということであれば、事務局からいろいろな御意見を言うことはございません。

例えば、田んぼのですね、農業公社を通しての売買の場合、近隣の相場価格というのを基準として契約をする場合は、あまりにも低額の場合は、この金額じゃ契約には持っていきませんと。その逆もですね、あまりにも高額であったら契約に持っていきませんというお話をすることがあるんですが、あくまで今回は宅地での、相対での契約になりますので、額に関しては両者納得の上、契約をされているものと判断しております。

以上です。

1 2 番

今回の農地法5条の件で、私の近くにもですよ、この農地法5条の申請で私のほうに尋ねてきておられますので、価格がどのくらいするものかちょっと聞いてくれないかなというお尋ねもあったもんですから、近くのほうにこういう5条申請が出てきておりましたので、お尋ねしたわけでございます。

以上でございます。

事務局

実際、今回の譲渡人さんと譲受人さんの関係性ですね、自動車整備工場をされている譲渡人さんと、そこの従業員さんである譲受人さんという関係性もあって、この金額に落ち着いたのかなというふうには思っております。

以上です。

1 2 番

事務局

分家住宅で書いとっけんがね。価格が何で違うかねって思っ。

分家は、譲受人さんの親御さんが近辺にお住まいであるということもあって、あと、職場にも近いということもあってこの場所を選定されたということですね。

資料の33ページに、勤務先及び実家の近くの土地も含め検討した結果、距離とか資金面で考えると最適であると判断したというふうにお伝えされておりますので、あくまでも金額に関しては相対での契約になりますので、よろしく願いいたします。

分かりました。

1 2 番
議 長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は39ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所はJR長崎線北の牛津町練ケ里地区を通る市道柿樋瀬線北にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ排水されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内

にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

なお、今回の転用に関しましては、田の235平米と宅地の487.5平米、合わせまして開発面積が723.3平米となっております。

以上でございます。

議 長

この案件については5番井手委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5 番

農地法第5条申請事前調査報告をいたしたいと思います。

1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地は記載のとおりでございます。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地。

調査事項でございますが、イの申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的に供されるのは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、申請地周辺に側溝を埋設され、雨水は南側水路へ排水し、雑排水は下水道に接続し排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

ホ、その他の特記事項ですが、別にございませぬ。

令和6年2月26日に現地で説明を受け、確認しております。

令和6年3月5日、小城市農業委員会農業委員、井手悦郎です。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号35まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は6ページから12ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が22筆、利用権の再設定が54筆、合計で76筆、総面積が18万2,710平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号35までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は13ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 (土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

事務局

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は14ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は2件でございます。

資料は49ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

4番

この場所は、図面を見てもらうと分かるように、51ページの図面を見てもらいたいと思うんですけども、斜線の部分がこの圃場でありまして、多分、地区外で、上のほうにあるやつが同じ方の宅地かなと思います。この圃場の問題が、道路と接していないというところだと思います。以前は、宅地と田んぼが同じ方で別に問題なかったと思うんですけど、今度この田んぼを売るとなると、その宅地を通らんと多分道路に出れないのかなと思います。売渡しのあっせんをするに当たっては、その道路接続をちゃんとしていないとできないんじゃないかなと思うんですけど。

事務局

お答えをいたします。

今、西村委員からお話があったように、進入路を確保するというのは耕作をする上で非常に重要なことだと思います。ですから、今回52ページにゼンリン地図として位置図を添付しておりますが、先ほどおっしゃいましたように、〇〇〇番〇の北のほうは申請さんが所有されている宅地というふうになっております。ですから、この〇〇〇番〇を仮に御購入されるという方がいらっしゃるのであれば、その進入路を確保する上でも、北側の宅地も何かしらの権利を設定しないと難しいのかなと思いますが、そういった権利を設定しないまでも、東側ですね、ここでいいますと、現在では〇〇〇番の所有者もしくは耕作者の方しか〇〇〇番〇まで耕作ができる状況じゃございません。

ですから、あっせんをする場合も〇〇〇番の方に当然お話をさせていただくことになるんですが、この案件に関しましては、皆さんが農業委員に就任される前にもあっせんの申出があつておりまして、その当時の農業委員も耕作される方をお探しいただいたんですが、結果的に進入路がないということもあつて耕作する方が

いないというふうな結果になっております。ですから、先ほども言いますように、〇〇〇番の方が作るつもりがない、借りるつもりがないよというお話であれば、もうその報告しかないものと思っております。

あとは、実際のところ、申請者に限らず相手が見つからないことによって何回も申請をされる方がいらっしゃいますが、何度申請をされても、どうしても相手があることですので、探す相手は当然、1回目申請をされても〇〇〇番の方しかお話することができなかった。今回も〇〇〇番の方にお話をされて、どういうふうな返答があるかで報告書を出していただいて、恐らく進入路がないので、あっせんの成立までは難しいものかと思いますが、〇〇〇番の所有者または耕作者にお話をいただいて、その結果を申請人の方にお話をさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

そういうことでよろしいですか。

はい。

そしたら、ただいまの説明に対して質疑があればよろしくお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は15ページを御覧ください。

非農地判断について説明をいたします。

資料は別つづりで配付をしておりますので、御覧ください。

非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回2名の方から申請をしていただいており、審議していただく農地は、田1筆、畑15筆、合計の1万1,602平米でございます。

資料1ページにあります小城町池上の農地につきましては、農地転用許可申請事前調査時に現地を確認し、原野化しており農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

議長
4番
議長

事務局

議長

事務局

議 長	<p>資料 2 3 ページを御覧ください。</p> <p>資料 2 3 ページにあります小城町晴気の農地については、申請書を受領後に担当が事前に現地確認を行いました。周辺は山林化しており申請地を特定することができませんでした。そのため、2月26日の農地転用許可申請事前調査時に航空写真を机上で確認し、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。</p> <p>農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡についてを事務局よりお願いします。</p> <p>次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を3月25日月曜日、午後1時30分から、ここ西館2階2-6会議室にお集まりをいただきたいと思っております。</p> <p>4月定例農業委員会の日時、場所ですが、4月5日金曜日、午後1時30分から西館2階大会議室となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、3月の農業委員会をこれをもちまして閉会いたします。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員